

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
木本工業株式会社	高知県高知市鷹匠町1-2-51

2. 指名停止措置期間

令和4年11月17日 から 令和5年1月16日 まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者である木本工業（株）が四国地方整備局大渡ダム管理所発注の「令和4年度 大渡ダム地質調査業務」（令和4年10月6日開札）の入札において、調査基準価格を下回る金額で入札したため、木本工業（株）に対して、予算決算及び会計令第86条に基づく調査通知（以下、「低入札価格調査」という。）を行ったところ、令和4年10月17日付けで木本工業（株）から、低入札価格調査により依頼のあった関係資料の提出及び事情聴取については協力できない旨、申し出があったものに基づくものである。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当し、措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、2ヶ月とする。

<措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8303）

総務部契約課長 半田 達也 （内線2511）

総務部経理調達課長 大谷 繁 （内線6311）

○総務部契約課課長補佐 畠山 晋一 （内線2512）